



Title	国際阿川をめぐる環境紛争の司法的解決：ウルグアイ河パルプ工場事件ICJ判決を契機として
Author(s)	鳥谷部, 壊
Citation	阪大法学. 2012, 62(1), p. 135-163
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60120">https://doi.org/10.18910/60120</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 国際河川をめぐる環境紛争の司法的解決

——ウルグアイ河パルプ工場事件 I C J 判決を契機として——

鳥 谷 部 瓊

## 一 はじめに

これまで国際河川の環境保護に関する紛争の司法的解決が図られた事例としては、国際司法裁判所 (International Court of Justice : ICJ、以下、「I C J」という。) による一九九七年のガブチコボ・ナジユマロシュ計画事件判決<sup>(1)</sup>を確認できるのみであった。ところが、二〇一〇年四月二〇日、I C Jは、この種の紛争としては二例目となるウルグアイ河パルプ工場事件<sup>(2)</sup>について判決を下した。本件は、アルゼンチンとウルグアイの国境をなすウルグアイ河沿岸に、ウルグアイが C M B (Celulosa de MiBopigua) ・オリオン (Orion) という二つのパルプ工場の建設を計画し、当該計画を実施し、最終的にオリオン工場の操業を開始したことに対して、アルゼンチンが一九七五年に両国の間で締結されたウルグアイ河規程 (以下、「規程」という。)<sup>(3)</sup> 上の各種手続義務・実体義務の違反を主張して、二〇〇六年五月四日、ウルグアイを相手取り I C J に訴えを提起した事件である。<sup>(4)</sup>

本稿では、国際河川の非航行利用に関する国際法領域の中でも、とりわけ河川環境の保護に関する紛争の司法的

解決に着目し、バルブ工場事件 I C J 判決を中心に検討を行うことによって、紛争解決過程における I C J の行動にはいかなる特徴を見出すことができるか、またこのような I C J の法的解決と河川委員会の活動の間にはいかなる関連性・関係性を見出すことができるのかを明らかにし、国際河川法における I C J の役割の再評価を試みることを目的とする。

ここで、検討対象の限定を行なっておくこととしたい。ガブチコボ事件は国際河川たるドナウ河へのダム・発電所等の建設をめぐって上流国スロバキアと下流国ハンガリーが争った事件であるが、本件が環境紛争であるか否かについては議論の余地が残るも、<sup>(6)</sup> 両当事国の I C J に対する環境影響評価の実施に関する主張、<sup>(7)</sup> 判決内容（後述）及び今日の学説状況<sup>(8)</sup> から判断して環境紛争の事例とみなし得るので、本判決を本稿の検討対象に含めることとする。また、常設国際司法裁判所（Permanent Court of International Justice : PCIJ）における非航行利用に関する国際河川紛争事例としてミューズ河転流事件<sup>(9)</sup> を確認できるが、本件は紛争当事国の主張・判決内容から判断して環境紛争ではないと考えられるため、本稿の検討対象から除くこととする。

検討の順序として、まず二において、本件バルブ工場事件 I C J 判決による手続義務・実体義務の違反の認否を概観した後、三において、国際河川環境紛争を解決に導くために本案・仮保全措置の段階で I C J が果たした機能・役割について検討を行い、四で I C J と河川委員会の関連性・関係性について検討を加え、五で結論を示すと共に今後の課題を提起する。

二 ICJによる義務違反の認否

1 手続義務

(1) 事前通報義務

本件バルブ工場事件において、ICJは手続義務である事前通報義務・事前協議義務についてウルグアイの違反を審理した。まず、前者、事前通報義務から見てゆくこととしよう。本件の適用法規である規程は、第七条一項で、一方の当事国が新たな水路の建設、既存の水路の修正・変更、又は航行・河川レジーム・水質に影響を及ぼし得るその他すべての作業、を計画する場合には、アルゼンチン・ウルグアイ両国の間に設立された河川委員会であるウルグアイ河管理委員会 (Comisión Administradora del Río Uruguay: CARU 以下「CARU」とす<sup>(1)</sup>) への通報を義務付け、次にこれを受けて、予備的根拠に基づいて (on a preliminary basis)<sup>(2)</sup>、かつ、最大三〇日以内に、当該計画が他方当事国に重大な損害を引き起こし得るか否かをCARUが判断することを定め、続いて規程同条第二項で、CARUが他方当事国に対する重大な損害発生の可能性を肯定するか又は態度を明らかにすることができなかった場合には、CARUを通じた他方当事国への通報義務が計画当事国に生じることを規定した。このように規程第七条の事前通報義務は、計画国の恣意的判断の余地を極力縮減するよう試みられており、この意味で非常に優れた規定であると言える。ICJは、計画国によるCARUへの事前通報について、関係機関が初期環境の認可を得る目的で計画を立てた段階で、かつ、その認可が付与される前になされなければならないところ、CMB・オリオンの両工場及びオリオン工場に隣接する港湾ターミナルについて、初期環境の認可を付与する前に当該計画をCARUに通報することを怠ったとして、ウルグアイの規程第七条一項の違反を認定した<sup>(3)</sup>。さらに、ICJは、計画

国による他方当事国への事前通報についても、アルゼンチンに通報を行う前にウルグアイが初期環境及び建設の認可を行ったとして、ウルグアイの規程第七条二項の違反を認定した。<sup>13)</sup>

## (2) 事前協議義務

規程第十二条は、前述の規程第七条により通報を受けた国の要請に従って、合意に達することを目的として一八〇日を超えない限りで協議する義務を当事国に課した。ICJは、両当事国が合意を得ることを目的として協議を行っている最中に一方が計画活動を認可・実施することは、協議の意味を失わせることになることから、工場建設の不可欠の部分を構成するものについては、協議期間中は、計画作業の認可・実施を差し控えなければならず、工場本体及び隣接する港湾ターミナルの建設認可を付与したウルグアイの行為は規程第十二条の違反を構成すると判示した。<sup>14)</sup> 他方、協議期間終了後、ウルグアイが「いかなる建設もしてはならない義務 (no construction obligation)」を負っているか否かについて、ICJは、計画国が自らの責任において活動を実施する権利を有するとして、ウルグアイには同義務が課せられない旨判示した。<sup>15)</sup>

## 2 実体義務

### (1) 環境影響評価実施義務

環境影響評価実施義務は、本来、手続義務に分類されるものであるが、本件においてICJは、手続義務の検討の場面では前述の規程第七条の事前通報義務中の通報時期との関連で環境影響評価に言及するのみで、<sup>16)</sup> 環境影響評価の具体的内容の判断にまでは立ち入ることはせず、むしろそれについては実体義務の箇所で詳細な検討が行われた。すなわち、規程第四一条(a)(b)の汚染防止・水中環境保護義務に関して、ウルグアイが「相当」の注意 (due dili-

gence)・「警戒及び防止義務 (duty of vigilance and prevention)」を履行したか否かという実体義務の問題として環境影響評価の実施内容の詳細な検討が行われたのである。規程は、第七条三項で、事前通報の内容として、作業の特徴、実施方法及びその他の技術的データの提示を規定するのみであり、環境影響評価の実施を明示していたわけではなかったが、両当事国は当該条項が環境影響評価の実施をも要求するものであることに同意した。<sup>(18)</sup> I C Jも、規程第四条(a)(b)の義務を遵守するために、両当事国は、越境損害を引き起こし得る活動について水中環境を保護・保全する目的で環境影響評価を実施しなければならず、ウルグアイに環境影響評価実施義務が課せられることを認めた。<sup>(19)</sup> その際、I C Jは、この点を補強するものとして、諸国間において近年非常に広範に受容されている国家慣行に留意し、「……環境影響評価を実施する義務は、計画された産業活動がとりわけ共有天然資源に対して国境を越えて重大な悪影響を及ぼす危険がある場合に、今や一般国際法として存在しているとみなし得る(…que l'on peut désormais considérer qu'il existe, en droit international général, une obligation de procéder à une evaluation de l'impact sur l'environnement…)」と注目すべき判示を行った。<sup>(20)</sup> しかし、その一方で、I C Jは、実施されるべき環境影響評価の範囲・内容は一般国際法によっても明らかにされていなし、結果的に環境影響評価の具体的内容は、条約等で個別に規定される場合を除いては各国の国内法又は認可プロセスによって決定されるしかない」と判示した。<sup>(21)</sup> 結局、I C Jは、環境影響評価の内容として、ウルグアイが自発的に行った、オリオン工場建設地決定に際しての代替案の検討の十分性及び被影響国の住民との協議実施の適切性について審理し、それらが十分かつ適切に実施されたことを認定し、ウルグアイの規程第四条の違反を否定した。<sup>(22)</sup>

このように、I C Jが、共有天然資源に重大な悪影響を及ぼす危険が存する場合に限り、一般国際法上、計画国に環境影響評価実施義務が課せられ得ることを認めたことは、「環境の脆弱性の認識及び環境上の危険が継続的な

基礎に基づいて評価されなければならないという認識は、一九七七年条約締結以来、ここ何年かのうちに非常に強くなってきた」と判示した<sup>(23)</sup>ガブチコボ事件判決をさらに前進させるものとして注目に値するが、なおICJによって援用された一般国際法の根拠が不明確であること、共有天然資源に対する悪影響の重大性の判定方法が定かでないこと、及び影響評価の範囲・内容に関して依然として一般国際法において明確な規範が形成されるには至っていないことをICJ自身が認識していること等に鑑みれば、環境影響評価実施義務は未だ規範形成の途上にあると評価することが妥当であるように思われる。<sup>(24)</sup>

### (2) 生態系保護義務

規程第三六条<sup>(25)</sup>に規定されている生態系のバランスの変化を回避するために諸措置を調整する義務について、アルゼンチンは、ウルグアイが同義務に違反している根拠として、オリオン工場からの汚染物質の排出によるアオコ・奇形ワムシの発生を挙げたが、ICJは、同義務が「相当の注意」義務であること及び規程の中心的役割を担う義務であることを確認し、同義務の履行に当たってはCARUを通じた調整を必要とする旨<sup>(26)</sup>判示するも、同義務の違反の有無についてはアルゼンチンの立証不足を指摘するのみで特に仔細な検討を行うことなくウルグアイの規程第三六条の違反を否定した<sup>(27)</sup>。

### (3) 汚染防止・水中環境保護義務

規程第四一条について、ICJは、前述の環境影響評価実施に関する問題の他に、汚染防止・水中環境保護義務の検討を行った。そこでは、オリオン工場で使用されている生産設備の問題及び当該工場から河川に排出された廃水の河水への影響の問題という二点が審査の対象となった。前者について、ICJはオリオン工場が漂白クラフトパルプ化工程 (the bleached Kraft pulping process) を導入して (see) ことに留意し、二〇〇一年の欧州委員会によ

バルブ製紙業の「最善の利用可能な技術に関する総合的汚染管理文書（PPC-BAT）」によれば、当該クラフトパルプ化工程は世界のパルプ生産量の約八割を占めており、化学パルプ化工程で最も多用されている生産手法であることから、オリオン工場の生産設備が「最善の利用可能な技術（Best available techniques）」に適合していないとするアルゼンチンの主張を裏付けるいかなる証拠も存在しないとして、ウルグアイの規程第四一条の違反を否定した。<sup>(28)</sup>次に後者について、ICJは、溶解酸素、リン、フェノール性物質、ノニルフェノール、ダイオキシン及びフランの河水中の濃度がCARU又はウルグアイの国内法の基準に違反しているか否か、また河水中の当該汚染物質と工場からの排出の間には因果関係が存するか否かの検討を行った結果、ウルグアイの規程第四一条の違反を否定した。<sup>(29)</sup>

以上、バルブ工場事件において、ICJは、手続義務の違反を認定する一方、実体義務については全面的にその違反を否定した<sup>(30)</sup>ことを確認したところで、以下では、ウルグアイの手続義務違反に対してICJが行った責任解除の妥当性及びその際にICJが果たした機能とその役割について若干の検討を試みることにする。

### 三 国際河川環境紛争におけるICJの機能とその役割

#### 1 本裁判決

##### (1) 手続義務違反の法的効果

バルブ工場事件において、アルゼンチンは、ウルグアイの責任解除として、国家責任条文第三五条に基づいて、ウルグアイには国際違法行為が行われる前に存在した状態に法律上回復する義務があるとしてオリオン工場の撤去を要求した。<sup>(31)</sup>これに対して、ウルグアイは、オリオン工場の撤去は問われている違法行為の結果の重大性と主張さ

れるところの救済の結果との間に著しい不均衡を生ずるとして、原状回復は適切な賠償 (reparation) の形態とはならないと反論した。<sup>(32)</sup> ICJは、損害に対する賠償 (reparation) の一形態としての原状回復が慣習国際法から導かれることを指摘しつつも、原状回復が物理的に不可能であるか、それから生じる利益と著しく均衡を欠くような負担を伴う場合には、金銭賠償 (compensation) 若しくはサティスファクション又はその両方が賠償 (reparation) の形態となることを指摘し、<sup>(33)</sup> 本件において事前協議期間終了後はウルグアイが工場の建設・操業を開始することを妨げられないことを理由に、工場の撤去のような原状回復は手続義務の違反に対する妥当な救済を構成しないとし、<sup>(34)</sup> また観光業や農業といった種々の経済部門に生じたと主張される損害に対しては実体義務違反の不存在を理由に金銭賠償の賦課を否定し、<sup>(35)</sup> 最終的に手続義務の違反の認定が妥当なサティスファクションを構成すると判断した。<sup>(36)</sup>

本件 ICJ判決は、手続義務違反の責任解除として工場の撤去という原状回復を許容するのではなく、手続義務の違反を認定するといういわゆる宣言的判決を下したわけであるが、本件のように何ら有形的損害も違法な状態の継続も見られない状況にあつては工場の撤去のような原状回復が必ずしも適切な責任解除方法であるとは言えない。<sup>(37)</sup> また、実体義務の違反を確認できない状況にあつては金銭賠償の賦課も考えにくい。それ故、本件において、違法行為の結果の重大性と最も均衡性を担保し得る責任解除方法は、必然的に義務違反の認定、つまり宣言的判決による対処ということになろう。

## (2) ICJ判決の機能とその役割

それでは、宣言的判決の性質を有する本件 ICJ判決はそれ自体どのような機能を有していると言えるのか、また ICJはその際どのような役割を果たしたと言えるのであろうか。まず前者の問題から考えてゆくこととしよう。

玉田准教授によれば、そもそも宣言的判決とは、「法的視点から見れば通常の判決と同様に既判力による法的紛争の解決を『確定的』にもたらすものである」が、「他方、これを判決後の政治的視点をも含めて見れば、宣言的判決は紛争の部分的解決機能を通じて当事国間の判決後の交渉を促進させる役割を持ち得る。……こうした機能は、換言すれば当事国に『法的議論』を提供し、その議論を通じて新たな外交交渉を始めたり紛争解決を促進させたりする機能であるということが出来る」と指摘される<sup>(38)</sup>。

それでは、本件バルプ工場事件判決ではこうした交渉促進機能・法的議論提供機能が現れていると言えるのであろうか。このことを考えるに当たっては、前述のように本件ICJ判決が原状回復や金銭賠償を課すことなく単に手続義務違反の宣言にとどめたことに加えて、次のように判示したことからいくらかの有益な示唆が得られるように思われる。その一は、規程の違反の再発防止の保証を求めたアルゼンチンの主張をICJが容認せずウルグアイに配慮したこと<sup>(39)</sup>、及び工場の操業を継続する権利を承認するよう要請したウルグアイに対し、アルゼンチンによる工場撤去の請求が拒けられたことで十分であるとしてICJがアルゼンチンに配慮したこと<sup>(40)</sup>、他の一は、継続義務として、CARUを通じて両当事国が共同して継続的にモニタリングを実施すること及び水中環境に対する影響評価を実施すべきことを勧告したこと<sup>(41)</sup>、並びに判決の最後で、規程が両国に協力義務を課していることに言及し、当該協力義務にはオリオン工場のモニタリングが含まれることを指摘し、さらにそれがCARUを通じて実施されることが望ましい旨判示したことである<sup>(42)</sup>。実際にも判決後、両国は判決を受け入れ、外交交渉を開始し、紛争の最終的な解決に合意・署名すると共に、CARUを通じたモニタリングの実施を実現しつつある（詳細は後述。四一参照）。このように、本件バルプ工場事件で示された宣言的判決が交渉促進機能・法的議論提供機能を内包するものであることは、これらの判決内容及び判決後の両国間の外交交渉の進展に裏付けられていると言える。

次に後者の問題、すなわち本件バルブ工場事件判決における ICJ の役割についてはどうであろうか。前述のように ICJ が CARU を通じた継続的なモニタリング及び水中環境の影響評価の実施という妥当な解決案を提示したことは、事実認定・法解釈・法適用という司法機関本来の機能を遂行するにとどまらず、判決後、両国によって紛争全体が最終的な解決に至ることにまで ICJ が関心を有していることを窺わせるものであり、このような ICJ の姿勢はまさに「調停者」<sup>(43)</sup> としても言うべき役割を浮かび上がらせている。つまり、ICJ は、手続義務違反が存在する一方、実体義務の明白な違反を確認できない状況にあっては宣言的判決で対処することにより、紛争当事国に交渉促進機能・法的議論提供機能をもたらすと共に、妥当な解決案を提示することによって「調停者」としての役割を果たそうとしていると言うことができる。

以上のような国際河川環境紛争における ICJ の調停的態度は何も本判決に始まったものではない。一九七七年のガブチコボ事件判決に既にその萌芽が見られる。すなわち、ICJ は、判決の終盤で、一九七七年条約の目的、国際環境法の規範及び国際水路法の原則を考慮して合意による解決 (agreed solution) を見つけるのは当事国自身であって ICJ ではないと述べ、<sup>(44)</sup> 一九七七年条約は依然として有効であり、別段の合意のない限り、同条約の基本要素である共同レジーム (joint regime) が回復されべきであると判示した<sup>(45)</sup> こと、及び判決主文で、ハンガリー・スロバキアは誠実に交渉し、一九七七年条約の目的を達成するために必要なあらゆる措置をとり、当事国が別段の合意をしない場合には、同条約に従って共同運行レジーム (joint operational regime) を確立する義務を負うと判示した<sup>(46)</sup> ことが示しているように、ICJ は紛争当事国に共同 (運行) レジームの (再) 確立という解決案を提示したのである。以上のことから、ガブチコボ事件に ICJ の調停的態度の片鱗を見て取ることができる。

しかし、ガブチコボ事件で ICJ は「調停者」として単に共同 (運行) レジームの (再) 確立を提案するにとど

まったのに対して、バルプ工場事件では前述のように、一步踏み込んだ提案が行われた。これは、ICJが、ガブチコボ事件判決後の当事国間関係の悪化、交渉の頓挫及び合意の不成立という状況を憂慮し、バルプ工場事件では「調停者」としてより、具体的内容にまで踏み込んだ提案を行なうことよって、再びガブチコボ事件判決後のような状況を繰り返さぬよう特別に配慮したためと考えられる。<sup>(47)</sup>このように、国際河川環境紛争に効果的に対処すべく、ガブチコボ事件にその萌芽を見ることができたICJの「調停者」としての関与は、その後バルプ工場事件判決でより、鮮明な形で現わされたと言えることができる。

## 2 仮保全措置命令

本件バルプ工場事件において、アルゼンチンは、本案提訴と同時に仮保全措置の指示要請も行っていた。アルゼンチンによる指示要請は大きく二つに分けられる。第一請求は、ICJの終局判決までの間に、ウルグアイがCMB・オリオンの両工場の建設に関するすべての認可を停止すること、及びオリオン工場に関するすべての建設作業を停止するために必要な措置をとることという「停止」に関する請求である。第二請求は、水中環境を保全するためにアルゼンチンと誠実に協力すること、規程と両立しない両工場の建設に関するさらなる一方的行為を差し控えること、及び紛争を悪化・拡大させ又は解決をさらに困難にするその他のすべての行為を差し控えることという「紛争の悪化禁止・両国間の協力を妨げる行為の禁止」に関する請求である。<sup>(48)</sup>結果的に、ICJは、第一請求については、現時点で手続義務の違反が本案で救済され得ないものであるとは認められないとしてその請求を<sup>(49)</sup>、第二請求については、ウルグアイが結審の際に規程を完全に遵守する旨を繰り返し主張したことに留意し、当該確約を考慮に入れてアルゼンチンの訴えを<sup>(51)</sup>斥けた。

しかし、注目すべきは、前述のアルゼンチンの第二請求に関して、ICJが、「命令」の中で「命令主文」とは別にアルゼンチン・ウルグアイの両国に国際法上の義務の履行を求め、かつ、規程中の誠実協議・協力手続をCARUの枠組みの中で実施する必要性を強調し、本件紛争の解決をさらに困難にするいかなる行為も差し控えることを奨励するという「勧告」を行ったことである。<sup>(52)</sup>これと同文の文言は、二〇〇六年一月二九日にアルゼンチンを相手取りウルグアイが提起した仮保全措置請求に対する二〇〇七年一月三日のICJの命令にも現れている。<sup>(53)</sup>このように、ICJが、仮保全措置の指示要請を棄却することによって司法機関としての役割を果たし終えようとするのではなく、法的拘束力を有しない「勧告」というより、ソフトな形で紛争当事国間の誠実協議・協力の実施を要請したことは、酒井教授が指摘されるように、「裁判所が仮保全命令の中で命令主文とは別に当事者間の交渉を促進させる触媒を果たしている」と言えるのであり、「裁判所は、各当事者の主観的権利に配慮しながら、これに断定的な判断を下すことは回避し、交渉による解決を促進する『調停者』としての役割を演じている」と言えよう。<sup>(54)</sup>

それでは、以上のように仮保全段階において、ICJが「調停者」として振舞った要因としてどのようなことが考えられるであろうか。本問題は、同段階において、ICJがどの程度まで手続的権利・義務の存否及び手続義務違反の認否に立ち入るべきかという問題とも密接に関連する。すなわち、仮保全段階で手続的権利・義務を全く審理せず、すべてを本案に委ねてしまえば手続義務それ自体の法的効果を無に帰してしまうおそれがある一方、手続義務の違反を根拠に工場の建設及び関連する認可の停止を命ずれば、それにより開発国は投資の機会を喪失しひいては開発プロジェクトそれ自体の挫折を招くおそれがある<sup>(55)</sup>という相対立する懸念が存する中で、ICJには、手続義務の履行を確保することによる河川環境の保護と、開発国の経済発展とのバランスをいかにして保つかという難しい問題への対応が迫られたと言える。<sup>(57)</sup>ICJはこの問題に対処するために、仮保全段階で手続的権利・義務の間

題に一切言及せずすべてを本案に委ねるわけでも、かといって同義務の違反を理由に工場の建設及び関連する認可の停止を命ずるわけでもなく、これらの折衷的な方途を模索したように思われる。つまり、ICJは、当事国間の一層の關係悪化を懸念し、「調停者」として「勧告」という法的拘束力を伴わない形で関与することによって、手続義務が友好的な関係の中で自発的に履行されるよう両当事国に促し、このことによって河川環境の保護と開発国の経済発展のバランスをはかろうとしたと言える。

しかしながら、こうしたICJの「勧告」にもかかわらず、ウルグアイはアルゼンチンと誠実な協議・協力を実施するどころか工場の建設を躊躇することなく継続し一方的に操業を開始した。それ故、ICJの交渉促進機能・法的議論提供機能及び「調停者」としての役割はこの段階では功を奏しなかったことになる。

それでは次に、ICJの「調停者」としての振舞いが河川委員会の活動にどのような影響を及ぼしたのか、またそれとは反対に、河川委員会に求められる活動がICJによる法的解決にいかなる影響を及ぼし得るかについて若干の検討を加えることとする。

#### 四 ICJと河川委員会の関連性・関係性

##### 1 ICJから河川委員会を中核とした協力へ

本件ICJ判決が、紛争当事国に妥当な解決案を提示することにより「調停者」としての役割を果たそうとしたことは既に述べた通りであるが、その際ICJが最も強調したのは、判決後の両国間の協力実施をCARUの枠組みで実行することであった。判決の最後で、ICJがCARUを通じた両国の長年の効果的な協力・調整の実施に留意し、両国がCARUを通じて共同で行動することによってウルグアイ河の管理及びその環境保護において真に

共通の諸利益・諸権利を確立してきたと述べ、さらに本件が I C J に付託されるまでは、両国は紛争を司法的解決に訴える必要性を感じることなく、C A R U の枠組みの中で妥当な解決を模索してきたと判示したことは、紛れもなく他でもない河川委員 C A R U が、判決後、重要な役割を果たすべきことを I C J が強く意識している様子を窺わせるものである。今日、河川委員会は世界各地で設立されその数は一〇〇を超えるに至っていると言われ、その増加に伴って河川委員会の役割はますますその重要性を増している。実際にも、河川委員会は調整・調査・助言的機能を果たすことよってこれまで数多くの河川紛争の回避・予防に貢献してきた。<sup>(61)</sup>

それでは、「調停者」の立場に立って河川委員会を中心とした協力実施を提案したバルブ工場事件判決はその後どのように推移しているのであろうか。ガブチコボ事件では、判決後、当事国間の外交交渉が頓挫し共同レジームは確立されていないのに対して、<sup>(62)</sup>バルブ工場事件判決後の状況には、I C J から C A R U を中心とした協力実施へとスムーズに移行しようとする様子を確認することができる。以下でその様子をもう少し詳しく見てゆくこととしよう。判決後の二〇一〇年四月二八日、両国の大統領は会談を行い、本件 I C J 判決を適切に履行する意思を表明し、C A R U を通じて U P M (旧オリオン) 工場の共同モニタリングを実施することに合意した。<sup>(64)</sup>同年六月二九日、両国の外務大臣による会談の中で、アルゼンチンは当該モニタリングの実施計画案をウルグアイに提出したものの、<sup>(65)</sup>同年七月五日、ウルグアイも反対に計画案を提出したことにより一時交渉が頓挫した。この状況を打開するため、両国の外務大臣は連絡を取り合ったものの、交渉が再開される見込みは依然として不透明なままであった。<sup>(67)</sup>障害となったのはアルゼンチン科学者による U P M (旧オリオン) 工場への立ち入りにウルグアイが難色を示したことにあった。<sup>(68)</sup>しかし、紛争を解決しようとする両国の意志は固く、同年七月二六日、両国の外務大臣は共同モニタリングの実施に向けて交渉を継続することを誓った。<sup>(69)</sup>その後交渉が再開され、同年七月二八日、両国は、各国から二名

ずつ計四名の委員で構成される科学委員会をC A R Uの下に設立すること等を含む共同モニタリングの実施内容に初めて合意を見ることとなった。<sup>(70)</sup>さらに、同年八月三〇日には、両国の外務大臣によって本件紛争の終結に合意・署名がなされると共に、共同モニタリングを実施に移すことが改めて確認された。<sup>(71)</sup>しかし、その後、共同モニタリングの実施に関して、合意内容に対する両国の見解の相違から再びその実施が危ぶまれる事態に陥ったものの、<sup>(72)</sup>同年一月四日、両国の外務大臣の一〇時間にあぶ会談を経て当該U P M（旧オリオン）工場の共同モニタリングの実施内容に再度合意がなされ、二〇一一年六月二日、C A R U科学委員会によって、U P M（旧オリオン）工場及びアルゼンチンのグアレグアイチユ河において、水質検査のためのサンプル採取が実施され、ここに初めて共同モニタリングの実施が現実のものとなったのである。<sup>(74)</sup>

以上、パルプ工場事件においてI C Jによって提案された河川委員会C A R Uを中核に据えた共同モニタリングの実施という妥当な解決案は、判決後、両当事国によって受け入れられC A R Uの枠組みの中で適切に実施されつつあることが明らかとなった。このことから、国際河川環境紛争の終結・再発防止に向けて、判決の前後を通じて、I C Jから河川委員会へとバトンタッチがなされることよって有機的に連携し合おうとする両者の姿を看取することができる。すなわち、司法機関として「調停者」の役割を果たすI C Jと、行政機関として「調整者」の役割を果たす河川委員会は、互いの活動領域を異にしつつも、相互補完的な関係を作出することによって河川環境紛争全体の最終的な解決の実現を目指していると言える。本件I C J判決を契機として、I C Jによる「妥当な解決案の提示」から河川委員会を中心とした両国間の協力の「実施」へとスムーズに移行しようとする様子を見て取ることができる。

## 2 河川委員会による基準設定権限行使からICJの司法機能強化へ

本件パルプ工場事件で、ICJはCARUの基準設定権限の行使のあり方についてかなり踏み込んだ判示を行った。ICJは、ウルグアイがオリオン工場の建設地を現在の場所であるフライ・ベントス (Fray Bentos) に決定する際に廃水を希釈する河水の受人能力を考慮したか否かという規程第四一条の汚染防止・水中環境保護義務の検討の場面で、まず、CARUは河水の受人能力・敏感性 (the receiving capacity and sensitivity of the waters of the river) を考慮に入れて水質基準を決定しなければならなかったと判示して、ICJはCARUによる基準設定の不十分性を指摘し、続けて、CARUの水質基準が河川の地形学的・水文学的特徴及び様々な形態の排出に対する河水の分散・希釈能力 (the geomorphological and hydrological characteristics of the river and the capacity of its waters to disperse and dilute different types of discharges) を十分に考慮していないと考えるなら、両当事国はCARUにより設定された水質基準を再検討すべきであるし、またそのような基準が河川の特徴を正確に反映し河水及び生態系を保護できるようにすべきであると述べた。<sup>76</sup> さらに、継続義務として、両当事国には、環境を保護しつつも当該河川の衡平な利用を促進するために必要な手段をCARUが考案することができるようにする法的義務が課せられていると判示した。<sup>77</sup> ガブチコボ事件判決にはこのようなICJの踏み込んだ関与を確認することはできないが、パルプ工場事件判決では、河川及び河水に関する諸要因を十分に考慮して汚染物質ごとの詳細かつ具体的な基準の設定を行うよう河川委員会に求めるICJの姿を看取できる。

本件パルプ工場事件のように河川委員会が詳細かつ具体的な基準設定を行っていない場合には、計画国の国内法又は認可基準に照らして実体義務の違反が判断されることとなるが、このような状況は下流国の予測可能性・法的安定性を害することとなりかねず適切ではない。しかし、そうであるからといって世界的統一基準を設定すること

は河川の地理的・地域的特性に照らして必ずしも有意義であるとは考えられない。したがって、CARUのような流域諸国間で創設される河川委員会に、前述のような精緻化された基準設定を行うことを期待したICJの要請はそれ自体適切であったと評価できよう。ただし、その際、各国の技術水準・財政状況等を十分に考慮することなく、当事国の履行能力を超える基準設定を行えば、ライン河の汚染防止に対処する際に条約当事国が経験したような条約の機能不全を引き起こしかねない<sup>79)</sup>。したがって、河川委員会には当事国の技術水準・財政状況等に十分配慮して実現可能な基準設定を行うことが求められていると言える<sup>80)</sup>。

以上のように、河川委員会が汚染防止及び水中環境の保護に関連して、河水の受人能力・敏感性、地形学的・水文学的特徴及び分散・希釈能力を十分に考慮しつつ物質ごとに精緻化された地域的統一基準の設定を流域諸国間で行うことは、国際河川法上の汚染防止・水中環境保護義務や生態系保護義務といった実体義務の違反の認否をICJが審査することを現在よりも容易にするのみならず、衡平かつ客観的な判断を下すことを可能とし得ることから、ICJの司法機能（法解釈・法適用機能）を強化することに繋がるであろうし、ひいてはそのことが司法機関としてのICJへの信頼性を高めることにもなる。このように、行政機関として具体的な基準設定を行う河川委員会と、司法機関として当該基準の解釈・適用を行うICJは、互いの活動領域を異にしつつも、有機的に連携し合うと共に相互補完的な関係を作出することによって国際河川環境紛争に効果的に対処しようとしていると言うことができる。今後、本件ICJ判決を契機として、河川委員会とICJの両者によってこのような連携が国際河川法の領域において実際に図られてゆくかその動向が注目される。

## 論 1 結 論

本稿では、バルブ工場事件 I C J 判決を中心に検討を行うことよって、I C J による国際河川環境紛争の法的解決手法にはいかなる特徴を見出すことができるか、またこのような I C J による法的解決と河川委員会の活動の間にはいかなる関連性・関係性を見出すことができるか、について検討を試みてきた。その結果、次のような結論を得ることができた。

まず、本件バルブ工場事件の宣言的判決が交渉促進機能・法的議論提供機能を帯びていることを確認でき、加えて I C J が紛争全体の最終的解決にまで関心を示し、河川委員会を中心とする両国間の協力、継続的なモニタリング及び水中環境の影響評価の実施を提案したことは、宣言的判決それ自体が有する交渉促進機能・法的議論提供機能をより、堅固なものとすることを意図したものと言え、そこには事実認定・法解釈・法適用を行う司法機関としての I C J の姿だけでなく、妥当な解決案を提示する「調停者」としての役割が存することを確認できた。さらに、河川環境紛争における I C J の調停的態度は本件 I C J 判決以前のガブチコボ事件判決にその萌芽が見られることを指摘した。

このように I C J に調停的態度をとるに至らしめた主たる要因としては、次のようなことが考えられるように思われる。つまり、国際河川をめぐる環境紛争は、しばしば国家の重大な利害に関わるが故に流域諸国間に深刻な政治的対立を引き起こすことが予想され、また同紛争は多分に科学的・技術的な側面を内包するものであることから、I C J による法的問題の処理だけでは紛争全体の解決に至らず、紛争当事国によって判決が好意的に受け入れられ、

外交交渉が開始され、さらには河川の共同管理レジーム（例えば河川委員会）の創設及びそれを通じた河川の継続的な管理・監視制度が実際に機能して初めて最終的な解決に至るといふ性格を有する紛争であるといふ要因である。このような特徴を有する河川環境紛争に効果的に対処するために、ICJは、「調停者」として振る舞うことによって、紛争当事国間の交渉を促進させ、河川委員会による協力制度を確立し、それを適正に運行させ、もって紛争の最終的な解決を実現する触媒として機能していると言ふことができる。

本件ICJ判決において「調停者」として提示された解決案は、実際にも、判決後、河川委員会の枠組みの中で両国によって適切に実施されつつあることから、河川環境紛争の最終的解決に向けて、ICJから河川委員会へとバトンタッチがなされることによって、判決の前後を通じて、両者が有機的に連携し合い相互に補充し合おうとする姿を確認できた。他方、以上のような「ICJから河川委員会へ」という連携とは逆に、ICJは、河川委員会に河水の受入能力・敏感性、地形的・水文学的特徴及び分散・希釈能力を十分に考慮に入れて汚染物質ごとに具体化・精緻化された基準設定を行うことを期待し、このような河川委員会の基準設定がICJによる実務義務の解釈・適用をこれまで以上に容易ならしめ、このことによつて紛争当事国により、衡平かつ客観的な解決をもたらし、ひいてはICJの司法機能強化に繋がり得るといふ、「河川委員会からICJへ」という連携の可能性を確認できた。

以上のように、本稿では、パルプ工場事件ICJ判決を中心に検討を行うことによって、国際河川環境紛争に効果的に対処するために、ICJが紛争当事国に交渉促進機能を提供し「調停者」の役割を果たすことによって「ICJから河川委員会へ」という連携を生み出している一方、河川委員会による基準設定権限の行使がICJの司法機能を強化し得るといふ意味で「河川委員会からICJへ」という連携の可能性が示唆されていることを指摘した。

今後、本件 I C J 判決を契機として、このような双方の連携が国際河川法の領域において定着し発展されてゆくか引き続き注視してゆく必要がある。

## 2 今後の課題

今後の課題として、まず、本稿との関連で二点指摘しておくこととしたい。第一は、本稿二で概観した国際河川法上の義務に関連する問題である。つまり、手続義務と実体義務の関連性・関係性の明確化の検討の必要性である。パルプ工場事件で、I C J は、手続義務の遵守が自動的に実体義務を履行したことはならないし、手続義務の違反が自動的に実体義務の違反を引き起こすこともないと判示したが、他方で手続義務と実体義務が「機能的連関 (a functional link)」を有する点にも留意している。<sup>83)</sup> 国際河川法上の義務をそもそも手続義務と実体義務とに完全に区分することができるのかという問題や、たとえそれが可能な場合であっても両者の関連性・関係性が不明確である場合も少なくないことから、今後さらに検討を行ってゆく必要がある。<sup>84)</sup>

第二は、本稿の三にて検討を行なった、紛争解決過程における I C J の役割に関連する問題である。ここでは国際河川環境紛争の解決過程において I C J が「調停者」としての役割を果たしていることを指摘したが、このような国際裁判所による調停的態度は、何も本稿が検討対象とした河川環境紛争に限ったことではなく、今日、これ以外の国際法領域の紛争解決にも見られることが指摘されている。<sup>85)</sup> したがって、本稿の検討だけでは不十分であることは否めず、後はこれらの分野も含めた包括的な検討を行うことよって国際裁判所の調停的機能の全容を明らかにしてゆく必要があると考える。

以上、本稿では司法的解決として I C J による紛争解決に焦点を当てて検討を行ってきたが、国際河川をめぐ

る環境紛争の法的解決には、ICJのみならず多様なアクターが関与している。仲裁裁判所や河川委員会はその好例であろう。したがって、今後は、国際河川環境紛争の法的解決をめぐる、これらの機関がどのような機能・役割を果たしているか、また果たし得るかの考察を行う必要がある。その際、とりわけ次の二点の検討を欠かさすことはできないと考えられる。

第一は、現在、常設仲裁裁判所において本案審理中のインダス河流域のパキスタン・インド間の紛争の法的解決の動向を注視することである。二〇一〇年五月一七日、パキスタンは、インダス河流域においてキシヤンガンガ水力発電計画 (Kishenganga Hydro-Project) の実施に着手したインドを相手取り常設仲裁裁判所に訴えを提起した。<sup>(86)</sup> 二〇一一年九月二三日、常設仲裁裁判所は、暫定措置命令において、仮設の排水路の利用及び当該排水路の運転を可能とする仮設の防水堰の建設をインドに認めつつも、ダム の地表下の基礎部分の建設を除く、キシヤンガンガ・ニールム (Kishenganga/Neelum) 河床とその上流域におけるインダス河の全流量の回復を妨げるようなすべての本設工事の着手停止を命じた。<sup>(87)</sup> 国際河川環境紛争に関しては、本件以外にも仲裁裁判所による判決が数例確認される<sup>(88)</sup> ところであり、これらの判決の詳細な検討を無視することはできない。

第二は、国際河川環境紛争に対処する河川委員会の活動の詳細な検討の必要性である。河川委員会と雖もその構成、任務及び権限は決して一様ではなく、各河川の地理的・地域的特性に応じて多様性に富んでいる。中でもアメリカ・カナダ間に創設された国際合同委員会 (International Joint Commission) は、一九二二年から現在まで二〇〇件のケースを審理し、承認命令 (order of approval)、勧告 (recommendation) 又は最終報告 (final report) を付している。したがって、このような両当事国間の国境水紛争の回避・解決に貢献をしていると見られる国際合同委員会の活動の展開と現状を仔細に分析・検討することは重要かつ喫緊の課題であると言えよう。

- (1) Case Concerning The Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia), Judgment of 25 September 1997, *ICJ Reports* (1997).
- (2) Case Concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay), Judgment of 20 April 2010, *ICJ Reports* (2010).
- (3) The Statute of the River Uruguay, signed at Salto, 26 February 1975, 1295 *United Nations Treaty Series*, p. 340. 一九七六年九月一八日発効。当事国はウルグアイとアルゼンチン。
- (4) 本判決の紹介・分析を行なったものとして、以下で引用した文献の他に次のようなものがある。Laurent Trigeaud, “La (non) spécificité du droit international de l’environnement : à propos de l’affaire relative à des usines de pâte à papier sur le fleuve Uruguay (Argentine C. Uruguay, arrêt du 20 avril 2010)”, 56 *Annuaire Français de Droit International* (2010), pp. 249-275; 井上秀典「Pulp Mills Case (Argentina v. Uruguay) 20 April 2010」『環境法研究』第三五号(二〇一〇年)一五九—一六八頁; 島合部 穰「国際司法裁判所 ウルグアイ河パルプ工場事件(判決 二〇一〇年四月二〇日)」『阪大法學』第六二巻二号(二〇一一年)一九七—二〇三頁。
- (5) 一九九七年に採択された「国際水路の非航行利用の法に関する条約 (UN Convention on the Law of the Non-navigational Uses of International Watercourses)」第一条によれば、「非航行利用」とは、「国際水路とその水の航行以外の目的のための利用並びにこれと関連する保護、保存及び管理措置」をいうとされる。36 *International Legal Materials* (1997), p. 700.
- (6) 本判決が環境紛争であることに否定的な見解を示すものとして、Peter H. F. Bekker, “International Decisions”, 92 *American Journal of International Law* (1998), p. 278.
- (7) *ICJ Reports* (1997), *supra* note (1), para. 41.
- (8) 本判決が環境紛争であることを肯定する見解として、たとえば、Afshin A-Khavari and Donald Rothwell, “The ICJ and The Danube Dam Case: A Missed Opportunity for International Environmental Law?”, 22 *Melbourne University Law Review* (1998), p. 509; 河野真理子「ガブチコヴォ・ナジエクロシエ計画事件判決の国際法における意義」『世界法年報』第一九号(二〇〇〇年)九八、一一六—一二〇頁; 白杵知史「国際環境紛争の法学的解決——ガブチコヴォ・ナジエクロシエ計画事件判決の国際法における意義」『世界法年報』第一九号(二〇〇〇年)九八、一一六—一二〇頁。

マロシユ計画事件判決・再考——」『同志社法論』第三二四号（二〇〇六年）八二—八三頁、など多数。

(9) *Diversion of Water from the River Meuse (Belgium v. Netherlands)*, Judgment of 28 June 1937, *PCIJ, Series A/B*, No. 70 (1937).

(10) 【第七条】

「一方の当事国が新たな水路を建設し、実質的に既存の水路を修正若しくは変更するか、又は航行、河川レジャー若しくは水質に影響を及ぼし得るその他すべての作業を実施することを計画する場合には、当該当事国は委員会に通報するものとし、委員会は当該計画が他方当事国に重大な損害を引き起こし得るか否かを、予備的根拠に基づいて (on a preliminary basis)」、かつ、最大三〇日以内に決定するものとする。

委員会がこのことが本件に該当すると認定する場合、又はその点に関して決定を下すことができない場合には、関係当事国は委員会を通じて当該計画を他方当事国に通報するものとする。

そのような通報は、作業の主要な特徴及び適当な場合には作業の実施方法を記述するものとし、かつ、航行、河川レジャー又は水質に対するそのような作業の影響を被通報国が評価できるようにその他すべての技術的データを含むものとする。

(11) 委員会の構成・任務・権限は以下の通りである。委員会は、法人格を有する常設の機関で、委員会には事務局が置かれ、本部はウルグアイのバイサンドゥー (Paysandú) 市に位置する。委員会は、各当事国から同数の委員で構成され、決定の際、各委員は一票の投票権を有する。両当事国は、必要な資源及びその運営に不可欠なすべての情報・設備を委員会に提供する。委員会の主な任務は、(i)ウルグアイ河の航行の安全及び主要水路の利用、生物資源の保護・保全並びに汚染防止等、に関する規則の策定、(ii)科学調査及びとりわけ回河の総合的測量調査の共同実施の調整、(iii)適切な場合における種々の最大漁獲量の決定及びそれらの定期的な調整、(iv)すべての対話・協議・情報・通報の当事国への迅速な伝達等である。

(12) *ICJ Reports* (2010), *supra* note (2), paras. 105–111.

(13) *Ibid.*, paras. 121–122.

(14) *Ibid.*, paras. 147–149.

- (15) *Ibid.*, paras. 154–157.
- (16) *Ibid.*, paras. 120–121.
- (17) 【第四条】  
 「この点において、委員会に割り当てられた任務を害することなく、両当事国は以下のことを約束する。  
 (a) 適用可能な国際協定に従って、かつ、関連する場合には国際的技術機関の指針及び勧告に一致して、適切な規則及び措置を定めることによって、水中環境を保護及び保全すること、とりわけその汚染を防止すること。  
 (b) 両当事国の各法体系において以下のことを減じないこと。(1) 水汚染を防止するための有効な技術的諸要件、及び、(2) 違反に対して設定された刑罰の厳格性。  
 (c) 両当事国の各法体系において等価の規則を制定するために、両当事国は水汚染に関して定めることを予定しているすべての諸規則を相互に通報する。」
- (18) *ICJ Reports* (2010), *supra* note (2), para. 203.
- (19) *Ibid.*, para. 204.
- (20) *Ibid.*
- (21) *Ibid.*, para. 205. この点、McIntyre は「一般国際法上の環境影響評価実施義務の具体的な範囲・内容が示されなかつた」ことを批判する。Owen McIntyre, “The Proceduralisation and Growing Maturity of International Water Law”, 22 *Journal of Environmental Law* (2010), pp. 495–496.
- (22) *ICJ Reports* (2010), *supra* note (2), paras. 207–219, 265.
- (23) *ICJ Reports* (1997), *supra* note (1), para. 112.
- (24) 児矢野マリ「環境影響評価 (EIA)」西井止弘・白杵知史編『テキスト国際環境法』(有信堂高文社、二〇一二年) 一七八—一七九頁。
- (25) 【第三六条】  
 「両当事国は、生態系のバランスのいかなる変化をも回避するため、並びに当該河川及びそこから影響を受ける地域におけるベスト及びその他の有害な諸要因を抑制するために、必要な措置を委員会を通じて調整するものとする」。

- (26) *ICJ Reports* (2010), *supra* note (2), paras. 186-188.
- (27) *Ibid.*, paras. 181-189.
- (28) *Ibid.*, paras. 224-225.
- (29) *Ibid.*, paras. 238-265.
- (30) *Ibid.*, para. 282.
- (31) *Ibid.*, para. 270.
- (32) *Ibid.*, para. 271.
- (33) *Ibid.*, para. 273.
- (34) *Ibid.*, para. 275.
- (35) *Ibid.*, para. 276.
- (36) *Ibid.*, para. 282.
- (37) 児矢野マリ『国際環境法における事前協議制度——執行手段としての機能の展開』(有信堂高文社、二〇〇六年)二六七—二六八頁・松井芳郎『国際環境法の基本原則』(東信堂、二〇一〇年)九九頁。
- (38) 玉田大『国際裁判における宣言的判決(一)・完』『法学論叢』第一五三卷三号(二〇〇三年)八一頁。
- (39) *ICJ Reports* (2010), *supra* note (2), paras. 277-278.
- (40) *Ibid.*, paras. 279-280.
- (41) *Ibid.*, para. 286.
- (42) *Ibid.*, para. 281.
- (43) 本稿において、調停とは、第三者が紛争当事国の受諾可能な解決条件を提示することによって紛争の解決を図る制度をさす。J. G. Merrills, *International Dispute Settlement* (Cambridge University Press, 2005), p. 64.
- (44) *ICJ Reports* (1997), *supra* note (1), para. 141.
- (45) *Ibid.*, para. 144. 共同コミットメントの再確立に関する判示については、以上を参照の事。 *Ibid.*, paras. 145, 147, 150.

- (46) *Ibid.*, para. 155.
- (47) Yann Kerbrat et Sandrine Maljean-Dubois, “La Cour internationale de Justice face aux enjeux de protection de l’environnement : Réflexions critiques sur l’arrêt du 20 avril 2010, Usines de pâte à papier sur le fleuve Uruguay (Argentine c. Uruguay)”, 115 *Revue Générale de Droit International Public* (2011), p. 73.
- (48) Case Concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay), Order of 13 July 2006, *ICJ Reports* (2006), paras. 20, 68.
- (49) *Ibid.*, paras. 70–71.
- (50) *Ibid.*, para. 56; CR 2006/49 (Uruguay, M. Gros Esoiell), p. 36.
- (51) *Ibid.*, paras. 83–84.
- (52) *Ibid.*, para. 82. ICJのこのような特徴を重視するものとして、酒井啓巨「国際司法裁判所仮保全命令の機能(一)・完——最近の判例の展開を踏まえて——」『法経論叢』第一六五巻一号(二〇〇九年)一一一–一三六頁〔註一六四〕。
- (53) Case Concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay), Order of 23 January 2007, *ICJ Reports* (2007), para. 53.
- (54) 酒井・前掲註(52)一一頁。
- (55) 酒井・前掲註(52)一一頁。
- (56) Cymie R. Payne, “International Decisions : Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay)”, 105 *American Journal of International Law* (2011), p. 101.
- (57) ICJの「河川環境の継続的な保全の必要性和沿河国の経済発展の双方が考慮されなければならない」ことを強調する。*ICJ Reports* (2006), *supra* note (48), para. 80.
- (58) *ICJ Reports* (2010), *supra* note (2), para. 281.
- (59) *Ibid.*
- (60) Stephen C. McCaffrey, *The Law of International Watercourses : Non-Navigational Uses* (Oxford University Press, 2001), p. 159.

- (61) *Ibid.*, pp. 341, 439-445.
- (62) Paul R. Williams, *International Law and the Resolution of Central and Eastern European Transboundary Environmental Disputes* (Martin's Press, 2000), p. 167; 白杵・前掲註(8) 110頁 [註四四]。
- (63) オリオン工場<sup>56)</sup>、二〇〇九年一月三日、世界有数の林業グループであるUPM社に所有権が移転された。Merco Press, 23 October 2009, available at (<http://en.mercoexpress.com>).
- (64) *Ibid.*, 29 April 2010.
- (65) *Ibid.*, 30 June 2010.
- (66) *Ibid.*, 8 July 2010.
- (67) *Ibid.*, 24 July 2010.
- (68) *Ibid.*
- (69) *Ibid.*, 27 July 2010.
- (70) 両国の合意の詳細は以下の通りである。(i)三〇日以内に、ウルグアイ人科学者二名、アルゼンチン科学者一名で構成される科学委員会をCARU内に設置すること、科学委員会の任務は、ウルグアイ河及び同河に排水しているすべての農業、産業及び都市施設のモニタリングを実施すること、(ii)モニタリングの実施に際しては科学委員会と領域国の担当機関が共同して行うこと、(iii)各国の担当機関はサンプルを二部ずつ採取し、そのうちの一部は採取したその場で科学委員会に提出すること、モニタリングの実施に当たって両国が合意した科学技術が用いられること、(iv)モニタリングを目的とした科学委員会による各施設内への立ち入り回数は施設ごと一年最大一二回までとすること、(v)モニタリングにより得られた情報は公開され、科学委員会により得られた結果及び結論はCARU及び該当する国家に提出されること、(vi)モニタリングはUPM (旧オリオン) 工場から開始され、続いてウルグアイ側、続いてアルゼンチン側にある一施設に対して行われ、その後は、ウルグアイ側、アルゼンチン側と交互に実施されること。在アルゼンチン日本大使館ホームページ参照 (<http://www.ar.emb-japan.go.jp/ContentDoJ/informes/P2010.07.htm>); Merco Press, *supra* note (63), 29 July 2010.
- (71) Merco Press, *supra* note (63), 31 August 2010.
- (72) *Ibid.*, 15 November 2010.

- (73) *Ibid.*
- (74) 在ウルグアイ日本大使館ホームページ参照 (<http://www.uy.emb-japan.go.jp/japones/Info%20Uruguay/mais%20gaiko/6%202011.htm>)。モニタリングの結果、二〇一一年八月にはアルゼンチンのクアレグアイチユ河に汚染が見られる一方で、ウルグアイのUPM(旧オリオン)工場には汚染が確認されなかったとの報道が流れた。しかし、CARUは、未だ科学委員会より何の報告書も提出されておらず報道は事実ではないとする共同コミュニケを发出。サンプルの分析はカナダの研究所に依頼されており、当該分析結果が既に出ているとの報道もあるが正式な発表はなされていない。在ウルグアイ日本大使館専門調査員による二〇一一年九月七日付の電子メール回答。なお、共同モニタリング実施前後の状況はCARUのホームページが詳しく。available at (<http://www.caru.org.uy/prensa.html>).
- (75) *ICJ Reports* (2010), *supra* note (2), para. 214.
- (76) *Ibid.*
- (77) *Ibid.*, para. 266.
- (78) *Ibid.*, paras. 205, 228, 242-247.
- (79) 一九七六年のライン河化学汚染防止条約は、規制基準を詳細に規定し過ぎたため当初の期待通りには機能せず、ライン河保護国際委員会(ICPR)の下で汚染の削減が本格化するには、一九八六年のサンドツ化学工場爆発事故を契機として、より現実的な目標設定がなされた一九八七年のライン河行動計画の実施を待たねばならなかった。Koos Weriks and Anne Schulte-Wilwer-Leidig, "Integrated water management for the Rhine river basin, from pollution prevention to ecosystem improvement", 21 *Natural resources forum* (1997), p. 155.
- (80) 河川委員会に基準設定権限・立法権限を付与した条約の一例として、Patricia Birnie, Alan Boyle and Catherine Redgwell, *International Law and the Environment* (Oxford University Press, 2009), p. 572. を参照のこと。
- (81) Lucius Caflisch, "Judicial Means for Settling Water Disputes", *The International Bureau of the Permanent Court of Arbitration* (ed.), *Resolution of International Water Disputes* (Kluwer Law International, 2003), p. 236.
- (82) *ICJ Reports* (2010), *supra* note (2), para. 78.
- (83) *Ibid.*, para. 79.

- (84) 「この点を基に『オーストラリア』」 McIntyre, *supra* note (21), pp. 488-491 ; Kerbrat et Maljean-Dubois, *supra* note (47), pp. 42-45 ; Ilias Plakoketfalos, “Current Legal Developments, International Court of Justice”, 26 *International Journal of Marine and Coastal Law* (2011), pp. 179-180.
- (85) たぐい、奥脇直也「国際調停制度の現代的展開」『立教法学』第五〇号（一九九八年）五四、五八—六二、八四頁・坂元茂樹「国際司法裁判所における『交渉命令判決』の再評価（一・完）」『国際法外交雑誌』第九八巻六号（二〇〇〇年）五七、五九頁・児矢野・前掲註(37)二七〇頁・酒井・前掲註(52)八—三三頁。
- (86) In the matter of The Indus Waters Kishenganga Arbitration (The Islamic Republic of Pakistan v. The Republic of India), Order of 6 June 2011, Permanent Court of Arbitration, available at <<http://www.pca-cpa.org/>>.
- (87) *Ibid.*, para. 152.